

【目次】

- 所得変動に伴う住民税の還付（H19年分：提出期限7/1～31）
- ふるさと納税制度が始まりました！
- ～具体例で納得“一定の限度額までの”住民税税額控除とは～
- 最低資本金規制特例制度の撤廃／算定基礎届提出期限（7/10）のお知らせ

所得変動に伴う住民税還付～19年に所得が激減した方必見～

国から地方への税源移譲に伴い、所得税から住宅ローン控除しきれなかった分を住民税から控除できる措置は、本誌でも何度か取り上げました。

今回は、住民税に関係するもう一つの措置を紹介します。

既に納付済の平成19年度分住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

★ 対象となる人は？

平成18年分は所得税が課税される所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した方が対象となります。つまり、18年分の所得税は納めたが、19年分は納めるべき所得税が無かった方です。

ただし、以下の場合には対象外となります。

- ※平成19年中に亡くなられた方
- ※海外へ転出されて平成20年1月1日現在で国内に居住されていない方
- ※人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の控除額の増加や、住宅ローン控除などで所得税が課税されなくなった方

★ 手続き方法 ～提出期限 平成20.7.1～31日～

平成19年1月1日現在で居住していた市区町村へ減額申告書を提出します。提出期間は、平成20年7月1日～31日となっています。

★ イメージ ～所得の変動がない・あった場合～

(平成18年度)	住民税 (前年分所得に課税)	所得税 (当年分所得に課税)
(平成19年度)	税源移譲により増額となった住民税額	
所得変動がない場合	住民税	所得税
所得変動があった場合	住民税	申告により還付 所得税 (0円)

※住民税の所得割の税率は、従来3段階（5、10、13%）でしたが、平成19年度より所得の多少に関わらず一律10%（市民税6%+道民税4%）の比例税率になりました。
※所得税よりも住民税の方が、所得控除金額が少ないため、この差額を調整する『調整控除』が平成19年分住民税から適用されています。

☆ 住民税計算例～19年所得税が0円の場合～☆

18年中の収入 : 450万円 (18年所得税納税額 : 14.58万円)
18年中の所得 : 250万円 (450万円-経費200万円)
住民税所得控除 : 83万円 住民税基礎控除 33万円
社会保険料控除 50万円

住民税課税所得 : 167万円 (所250万円-控83万円)

平成19年度分住民税(現行)
164,500円 (167万円×10% - 調整控除2,500円)

(もしも税源移譲していなければ...)
83,500円 (167万円×5% : 200万円以下)

☆ 住民税還付金 81,000円 (164,500 - 83,500円)

地方によっては、対象となる方に「減額申請書」が送付されてくるようですが、詳細につきましては、平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村もしくは当事務所までお問合せください。



納税制度

が始まりました！

みなさんも思いを寄せるふるさとへ寄付を検討されてみては？



■ ふるさと納税とは？

「ふるさと納税」とは、ふるさとへ贈る寄付金のことです。この制度は、ふるさとを応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、都道府県や市町村に寄付した場合、**個人が納める住民税や所得税を“一定限度まで”控除する**仕組みです。

■ 寄付先は自由に選択できます！

ここでいう「ふるさと」は、出生地や過去の居住地に限らず、**全く関係のない都道府県や市町村も自由に選択**できます。

たとえば札幌市に住んでいる方の場合、

(寄付先の例)



夕張市

(夕張の再興に貢献したい…)



沖縄県

(観光で行っただけだけど…)

というように自由に寄付をする地方自治体を選択できます。

■ どうやって寄付するの？

1 まずは地方公共団体に問合せ



寄付をしたい地方公共団体を決めたら、担当部署に問合せをしてください。ホームページ上に寄付申請書や寄付金の使い道を指定できる書類を用意している都道府県・市町村もあります。

例えば…

札幌市なら『さぼーとほつと基金(市民まちづくり活動促進基金)』、夕張市なら『幸福の黄色いハンカチ基金』で検索！

2 申し込む(電話・FAX・E-mail等)



申し込み方法は各基金によって異なります。担当部署にご確認ください。申込用紙を取り寄せ(もしくはダウンロード)、必要事項を記入後、郵送・FAX等で申し込む場合が多いようです。

3 お金を振り込む・送る



申込後、基金の担当部署より振込口座の連絡や納付書等が送られてきます。指定された方法で寄付をしてください。

4 寄付金受領証明書(領収書)を保管



寄付金の受領証明書が送付されてきましたら、翌年確定申告時期まで大切に保管してください。
(地方公共団体により発行時期が異なります。)

■ 税金の優遇措置を受けるのはいつ？

「ふるさと納税」は住民税を分割納税する制度ではなく、**翌年支払う住民税額から、寄付をした金額に応じて控除を受けられる**制度です。

つまり、お住まいの地域へ**今年支払っている住民税が軽減されるわけではありません。**

一方、所得税の優遇措置は従来どおり**当年分の所得税**から受けられます。管轄の税務署に**確定申告**をすることで、所得控除の中の一つ「**寄付金控除**」の対象となります。(年未調整をされるサラリーマンの方も、確定申告をすることにより、**所得税の還付**が受けられます。)

■ 寄付金の控除方式の変更

毎年納めている住民税はどのように計算されているのかご存知でしょうか？

下の図は住民税の仕組みを表しています。



今回の「ふるさと納税」制度は、寄付をした翌年の個人の**住民税額から“一定の額まで”を『税額控除』**される点が目玉となっています。

現行では、地方公共団体等に10万円を超える寄付をすることで、住民税の『**所得控除**』の中の一つである寄付金控除が適用されていますが、平成21年分からはこれが廃止され（地方税法34-1-5-4削除予定）、5千円を超える**特定寄付金**の額に応じて『**税額控除**』されることとなります。

実際に支払った寄付金額に近い金額が控除されるようになります。

■ 寄付金控除の仕組み

右上のイメージは寄付金控除の仕組みです。**所得税の所得控除**部分と**住民税の税額控除(基本控除+特例控除)**が組み合わさって、**実際に控除される金額**が算出されます。

『寄付金控除のイメージ』 太枠内が控除金額です。

寄付をした金額 (領収書記載金額)			
寄付金控除対象額			
5千円控除対象外	所得税の控除 (所得控除)	住民税の控除 (税額控除)	
	寄付金控除対象額 × 所得税率 (0~40%)	基本控除	特例控除
		寄付金控除対象額 × 10% ※	

所得割の10%まで！
寄付金控除対象額 × (90% - 所得税の限界税率 0~40%)

- ①住民税特例控除の要件 住民税所得割額の10%以内
 - ②住民税税額控除の要件 総所得金額等30%以内の特定寄付金
 - ③所得税所得控除の要件 総所得金額等40%以内の特定寄付金
- ★特定寄付金…都道府県市町村や赤十字等、条文で指定された団体への寄付金

ここでポイントとなるのが、他の控除上限金額よりも**低い上限が設定(①)**されている**住民税の特例控除部分**です。なるべくなら**“寄付金-5,000円”**の全てを控除したい場合、ここに気をつける必要があります。下記の例をご覧ください。

【ケース1】

H20年事業収入 500万円
 H20年事業所得 346万円
 (必要経費等 154万円)
【ふるさと納税寄付金額】 15,000円 (H20.6寄付)



【所得控除】	(住民税)	(所得税)
・基礎控除	33万円	38万円
・配偶者控除	33万円	38万円
・一般扶養控除1名	33万円	38万円
・社会保険料控除	50万円	50万円
・寄付金控除	-廃止-	1万円
【所得控除合計額】	149万円	165万円

【H20年分所得税 納税額】 90,500円
 課税所得金額(181万円) × 所得税率5%
 … 寄付金(所得)控除による減税分 = 500円 (10,000円 × 所得税率5%)

【H21年分住民税 納税額】 184,000円
 均等割(4,000円) + 所得割(197,000円) - 調整控除(7,500円) - 寄付金控除(9,500円)
 課税所得金額(197万円) × 住民税率10%
 … 寄付金(税額)控除による減税分 = 基本控除 1,000円 + 特例控除 8,500円
 (10,000円 × 10%) (10,000円 × (90% - 5%))

思っていた通り
10,000円 全額控除!

【ふるさと納税】 寄付をした額 15,000円			
寄付金控除対象金額 (10,000円)			
5,000円 (対象外)	所得税の控除 500円	住民税の基本控除 1,000円	住民税の特例控除 8,500円 ※全額OK!

※上限① 税額控除前所得割額 × 10% = 19,700円以内 ↑

【ケース2】

もしも… 30,000円減税される
 と思っていたけど…
【ふるさと納税寄付金額】 35,000円 (H20.6寄付) …していたら
 (住民税) (所得税)
【所得控除合計額】 149万円 167万円
24,200円 だけ控除…

【ふるさと納税】 寄付をした額 35,000円			
寄付金控除対象金額 (30,000円)			
5,000円 (対象外)	所得税の控除 1,500円	住民税の基本控除 3,000円	住民税の特例控除(25,500円) 19,700円 ※まで (上限超) 5,800円

※上限① 19,700円 を超えた 5,800円 は控除されない! ↑

上記【ケース2】の場合、特例控除額は計算上、
(35,000 - 5,000)円 × (90 - 5)% = 25,500円
 となりますが、**上限(19,700円)**を上回っている**5,800円分**は控除されません。

しかし、寄付をする段階では、上限の計算基礎となる平成20年分の所得が確定していませんので、“なるべく**全額控除**”をお考えなら、**おおよそ**の**当年所得を予測してから寄付する金額を決める**ことが重要となります。

右は、**住民税特例控除の上限(①)に着目**し、極力**全額控除**を目指した場合の**寄付金の上限(目安)**を求める式です。

$$\text{全額控除される寄付金の上限(目安)} = \frac{\text{住民税所得割(予測①)円} \times 10\%}{90\% - \text{所得税限界税率(予測②)\%}} + 5,000\text{円}$$

★この目安式に上記例を当てはめた場合、全額控除される寄付金の上限は 28,176円 (目安) です。

19年との所得変化が少ない場合は、(予測①)に20年支払住民税所得割額を、(予測②)に19年の限界所得税率を当てはめて試算できますが、**当年所得の大幅な減少が予測される場合は、控除枠の上限が、より低くなります**ので注意が必要です。

(H19所得速算表より)	
課税所得金額 (総収入-所得控除)	予測②
195万円以下	5%
195万円超330万円以下	10%
330万円超695万円以下	20%
695万円超900万円以下	23%
900万円超1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

“確認会社”のみなさまへ

【解散の事由】の定めの廃止登記

はお済でしょうか？

平成15年に設立された確認会社さま、**解散期日**が迫っています。

確認会社とは？

平成15年2月の『新事業創出促進法』改正で導入された特例制度により、経済産業大臣の確認を受け、**最低資本金規制の適用を5年間猶予**されて設立された会社が『確認会社』です。

制度実施以来、この特例を利用し設立された会社は27,218社、その内1,259社が資本金1円で設立されたこともあり、『1円会社』と表現されることもあります。

5年以内に増資できなければ解散！

これらの会社は“5年以内に資本金を、株式会社は1,000万円・有限会社は300万円に達するまで増資”しなくてはなりません。

平成18年5月の『会社法』の施行により『最低資本金規制』自体が廃止され、同時にこの規制に関する特例制度も廃止されました。

しかし、定款に記載し、登記も完了している【**解散の事由**】の効力は消えてはいません。何もせずに猶予期間が経過してしまうと、**法務局の職権で会社は解散**されてしまいます。

定款と登記簿謄本のご確認を。

いま現在の登記簿謄本に【**解散の事由**】が記載されていたら、**設立年月日から5年以内に、定款の変更(解散の事由の削除)及び解散の事由の定めの廃止登記申請**を行う必要があります。

通常、定款の変更は、株主総会を開催し、特別決議(会社法309②：議決権を持つ株主の過半数が出席し、その2/3以上の同意が必要)を経て認められる行為ですが、**解散事由の削除の定款変更**は、経過措置(会社法整備法448)により、**取締役会等の決議**でも認められています。

廃止登記申請はお早めに。

定款の変更をしたら、14日以内に法務局へ登記申請をします。**3万円の登録免許税**が必要です。(経済産業局への届出義務は廃止されておりますので、経済産業局への届出は不要です。)

算定基礎届の提出期限は

7月10日です。

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、「定時決定」とも呼ばれ、被保険者の実際の給与額(=報酬)と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決め直すものです。

4月、5月、6月に支給された給与の平均額より標準報酬月額を決定し、9月分の社会保険料(10月末納付分)より変更することになります。

対象者は、7月1日現在に在籍する被保険者になりますが、**6月1日以降に資格取得した方は対象外**になります。

また、昇給等により、**7月、8月、9月に月額変更される方も対象外**となります。

当事務所では、**算定基礎届の作成・提出代行**を行っております。ぜひ、こちらをご利用ください。

税理士法人道央会計事務所 労務部
TEL (011) 271-1417 / FAX (011) 221-5948

編集後記

時が経つのは早いもので、今年も5ヶ月が過ぎようとしています。ふとここで、年初に掲げた今年の目標を思い出してみましよう。達成具合はどうでしょうか？私は、「読書習慣をつける」です。が、まだついていません。週末は近所の図書館に通いつめます。(内木)

月刊グローバル 2008年6号

2008年5月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。